久留米市景観アドバイザー制度
フロー図

① 相談希望

①景観に関する相談事項等が生じた場合、まずは久留米市都市計画課へお問合せ下さい。

例）・京町周辺景観重点地区内で戸建て住宅を建てるが、デザインが景観上問題ないか相談したい
・屋外広告物の色やデザインについて相談したい
・公共工事において良好な景観形成の為にアドバイスを受けたい

↓

② 相談申請

②アドバイザーへ相談依頼するため、「久留米市景観アドバイザー支援申請書」を作成し、市へ提出していただきます。
市は申請書を受理後、アドバイザーと日程調整を行います。
※アドバイザーは、市が選定します。

（原則7日以内）

↓

③ 相談日決定

③市は、相談日の日程調整後、速やかに、申請者及びアドバイザーに対し、日時、場所等を連絡します。
申請者は、相談日の遅くとも５日前までに、相談内容に係る必要資料を市に提出してください（申請時に添付いただいても結構です）。市はアドバイザーに対し、相談内容に係る必要資料を事前に提示します。

（原則21日以内）

必要資料）・付近見取図 ・配置図 ・平面図 ・立面図 ・現況写真
・助言が必要な項目

↓

④ 相談日

④相談には、申請者、アドバイザー及び都市計画課が出席します。

・申請者から概要の説明　・アドバイザーの助言、指導
・都市計画課の助言、指導　・その他質疑等

必要に応じて事前相談

↓

⑤ 届　出

⑤申請者は、アドバイザー等からの助言を十分に考慮した上で計画を行い、景観届出等を行ってください。なお、市はアドバイザーに対し、速やかにその内容を報告します。